

解説 行政事件 訴訟法

日本弁護士連合会行政訴訟センター [編]

改正行訴法を使いこなす

第1章

租税訴訟

(1) 原告適格の拡大について

原告適格については、行訴法9条に第2項が新設され、原告適格の有無の判断における考慮事項が設けられた。この改正は、これまでの原告適格の範囲を拡大する趣旨である。したがって、この考慮事項の柔軟な解釈により、従来の判例の枠を踏み出し、原告適格の範囲を拡大する努力を傾注しなければならない。

租税訴訟においては、処分の名宛人以外の第三者が訴えを提起し原告適格の有無が争点になることは少ないため、この改正によって、訴訟が提起しやすくなるという場面はほとんどないと思われる。

第二次納税義務者は、主たる納税義務者に対する課税処分等の取消し及び無効確認の各訴えについて、原告適格を有するとするのが判例である（大阪高判平元・2・22判タ696号93頁。なお、最判昭50・8・27民集29巻7号1226頁参照）。

源泉徴収に関して、税務署長が給与等の支払者に対して行った納税の告知については、支払者がその取消訴訟を提起することができるが、受給者はその取消しを求める原告適格を有しないものと解されている（最判昭45・12・24民集24巻13号2243頁参照）。これは、源泉徴収税の支払義務は支払者にあり受給者にはないと前提に立つものである。しかし、これを前提にしても、9条2項の趣旨からすれば、この場合に受給者の原告適格を否定するのは困難ではないかと思われる。改正法により、源泉徴収の法律関係に関する従来の考え方も変更を迫られることになろう。

(2) 確認訴訟について

改正法が、4条に「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の」との文言を付加することとしたのは、処分性拡大の議論に応え、救済の穴をなくすことにあることは明らかであるから、改正法はその趣旨に沿って解釈されなければならない。例えば、「法律関係に関する確認」は、「権利義務の存否の確認」より広い概念であるから、改正法を広く柔軟に解釈することにより、適切な確認訴訟の途を探求すべきである。また、「法律関係に関する確認」とあるからといって、それ以外の確認訴訟を否定すべきではなく、行政の行為等（処分に当たらないもの）の違法確認訴訟が、紛争の直接かつ抜本的な解決のためもっとも適切かつ必要と認められる場合には、これを認めるべきである（最判昭45・7・15民集24巻7号864頁参照）。

租税訴訟で処分性が問題になったケースとしては、処分性を肯定したものとして、国税通則法37条1項による督促及び同法57条による充当（最判平5・10・8判タ863号133頁）、国税徴収法104条による最高価申込者の決定（東京地判平6・2・28訟務月報41巻6号1517頁）、地方税法601条7項による過納金の還付（東京地判昭61・6・26判タ614号56頁）等があり、処分性を否定したものとして、国税徴収法82条1項による破産管財人に対する交付要求（最判昭59・3・29訟務月報30巻8号1495頁）、登録免許税法25条による登録免許税の納付の事実の確認（東京高判平8・4・22行集47巻4=5号362頁）、地方税法17条による過納金の還付（前掲東京地判昭61・6・26）等がある。また、登録免許税法31条2項に基づく請求に対する登記官の「所轄税務署長に通知しない旨の通知」については、処分性を肯定するもの（神戸地尼崎支判平12・3・23訟務月報48巻6号1379頁）と否定するもの（大阪高判平12・10・24訟務月報48巻6号1534頁）とに分かれている。

これらの場合のうち、処分性を否定されたものについては、確認訴訟や給付訴訟の道を探ることになる。例えば、税務署長が破産管財人に対してした交付要求に関する上記のケースでは、原告たる破産管財人は、交付要求に係る納税義務不存在確認訴訟を、登録免許税に係る納付の事実の確認に関して

は、誤納金返還請求訴訟を、それぞれ提起すれば足りる。改正法は、このことを念のため確認したということができるし、仮にこれらにつき取消訴訟を提起した場合であっても、改正法では、被告は国となるから（11条）、確認の訴え等に変更すればよいことになる。

他方、上記のうち処分性を肯定されたものについては、国を被告としてその取消訴訟を提起しなければならない。この場合、その取消訴訟を提起しなかったとしても、これとは別個に確認訴訟や給付訴訟を提起できる場合がある。例えば、上記の充当のケースでは、充当された税に係る課税処分取消訴訟と不当利得返還請求訴訟とを提起した場合、被告は、充当処分が確定したことを理由に不当利得の成立を争うことはできないと解されるからである。源泉徴収に関する納税告知は取消訴訟の対象になるが、これにあわせて、またこれと別個に納税義務不存在確認訴訟を提起することができるとされている（最判昭45・12・24民集24巻13号2243頁）のも、これと同様である。

弁護士の意識改革により、従来の取消訴訟中心主義から決別し、柔軟な考え方でその紛争に相応しい訴訟形式を選択して訴えを提起していくことにより、裁判所の意識改革を求めていくべきである。

(3) 義務付け訴訟について

義務付け訴訟の法定は、今回の改正の目玉の一つであり、従来、ほとんど認められてこなかった義務付け訴訟が認められることとなった意味は大きい。とりわけ、申請権等がない場合の義務付け訴訟が認められたことは重要である。

従来、更正の請求に対する不服の訴訟は、更正の請求に対する棄却処分の取消訴訟のみが認められてきた。しかし、今後は、減額更正処分をせよという義務付け訴訟が認められることになる。この場合、37条の3第1項の要件を満たすことは明らかであるし、原告の請求に理由があるときは同条5項の要件を満たすことになるから、従来のような、更正の請求に対する棄却処分の取消訴訟といった迂遠な方法によらなくてもよいことになる。

さらに、期間徒過等により更正の請求ができない場合の減額更正について

も、従来は、職権の発動による減額更正処分を促すことしかできず、減額更正処分を求める義務付け訴訟はできないものと解されてきた（京都地判昭56・11・20訟務月報28巻4号860頁）。しかし、今後は、37条の2による義務付け訴訟が可能になると解すべきである。この場合、更正処分が可能な期間内であれば税務署長は減額更正処分をするべきであるから3条6項1号の要件を満たし、37条の2の要件も満たすことになると解すべきであるから、本条の義務付け訴訟を提起することが可能だと考えられるのである。

〔4〕 差止め訴訟について

差止め訴訟の法定も、従来の取消訴訟中心主義からの脱却のひとつとして、救済方法の多様化をもたらすものである。租税訴訟においても、税務署長が、更正や差押え等の処分あるいは青色申告承認取消処分等をしようとしているときに、その差止めを求める訴えが可能になる。

税務調査での交渉が決裂しようとしているときや、課税庁の取扱いが変更になった場合等で、更正処分が行われることが確実な場合には、違法な課税処分による重大な損害を避けるため、更正処分の差止めを求める必要がある。更正処分がされてしまうと、これにより会社の決算に重大な影響をもたらすし、世間の信用、とりわけ金融機関との間の信頼関係を失墜する。多額の納税資金も必要になる。このような重大な損害の発生を避けるため、差止め訴訟が機能するのである（請求は認められなかつたが課税処分の差止めを請求したものに、東京都の銀行税条例訴訟がある。東京地判平14・3・26判時1787号42頁）。差押えや青色申告承認処分の取消しについても同様である。この場合には、差止めを求める訴えを提起すると同時に、後述する仮の差止めを求めておく必要がある。

〔5〕 審理の充実・促進について

今回の改正により、裁判所の釈明処分として、処分の理由を明らかにする資料、及び、審査請求の事件記録の提出を求めることができることとなった。

租税訴訟においても、争いの対象である処分等の理由を明らかにする資料の提出が有効であることはいうまでもない。今後は、行訴法23条の2の規定に基づき、裁判所の処分を求めることにより、処分の根拠となった課税庁の手持ちの資料の提出を求めることが有効である。なお、平成13年の民事訴訟法の改正により、公文書に関する提出命令が認められ（民訴220条4号・221条）、平成15年の改正により、訴え提訴前の証拠収集手続の拡充が図られたので（同法132条の4）、情報公開法や情報公開条例による情報収集と合わせて、証拠の収集を図ることが可能となった。今後は、これらを十分に活用することが肝要である。

また、租税訴訟では、その多くが審査請求前置主義の対象であり、国税不服審判所等の裁決を経る場合がほとんどである。したがって、今回の改革により、裁決記録の提出が求められることになったのは、租税訴訟においては大きな意味を持つものといえる。

〔6〕 被告適格者の改正について

今回の改正により、処分等をした行政庁が国又は公共団体に所属する場合には、その処分等をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告として訴えを起こすことになった（11条1項）。この改正は、従来、租税訴訟において、被告の選定に苦労してきた原告にとっては、大きな意味があるものと思われる。

これまで、例えば、①課税処分を受けた後に納税地の異動があった場合、課税処分取消訴訟の被告は、課税処分をした税務署長か現在の納税地の所轄税務署長か、②国税局職員の調査によりされた旨の記載のある課税処分の場合、行政不服審査については当該国税局長が原処分庁となるが、取消訴訟の場合は税務署長か国税局長か、③税務署長の徵収処分後に国税局長に対する徵収の引継ぎがあった場合、その徵収処分の取消訴訟の被告は税務署長か国税局長か、④地方税について知事や市長から税務事務所長等に権限の委任がある場合、被告は知事等か事務所長等かなど、さまざまなケースについて、誰を被告とするべきかについて疑義の存するものが多かった。そして、被告

が間違いとされると、被告の表示の訂正か、又は被告の変更を求める（15条）ことになるが、それが認められないケースもあった。例えば、「東京国税不服審判所長」から「国税不服審判所長」への訂正を不許（東京地判平11・7・8公刊物未登載）、固定資産税につき「鎌倉市」から「鎌倉市長」への被告の変更を不許（東京高判平元・9・12行集40巻9号1182頁）、軽油引取税につき「北海道十勝支庁長」から「同釧路支庁長」への被告の変更を不許（釧路地決昭50・3・28訟務月報21巻6号1326頁）など、訂正や変更を認めない判例があったのである。その場合には、訴えを提起し直さざるを得ず、印紙代の二重払いのほか、その時にすでに出訴期間が経過していれば、新たな訴えもできなくなるなどの問題があった。

改正法では、抗告訴訟の被告は、これまでの行政庁から、国や公共自治体になるから、これまでのような被告の選定に関する争いは原則として生じないことになり、無用で無益な争点はなくなつて、原告の負担も軽減されることになる。

なお、固定資産税の資産の評価を争う場合、裁決主義が採られており、固定資産審査委員会を被告として訴えを提起すべきものとされていた（地税434条）。今回の行訴法の改正に伴い、上記の訴訟についても市町村が被告となるが、この場合には、固定資産審査委員会はその訴訟について市町村を代表する旨の規定が新設された（地税434条の2）。

そもそも、国税や地方税に関する不服の訴訟においては、本来、権利能力のある国や公共団体が被告になるべきものであり、行政庁を被告にするというのはもっぱら行政側の便宜のためだといえる。したがって、例えば同じ国の機関でありながら甲税務署長か乙税務署長かによって被告が異なるものであるとし、その被告の選定の負担を原告に負わせるなどという制度自体が、きわめて不公平で不当なものであった。今回の改正で、この点が改められたことの意義は大きい。

〔7〕 管轄について

国税に関する抗告訴訟のうち税務署長のした処分については、従来は、処

分をした税務署長を被告とし、原告の納税地の異動があったときは現在の納税地の税務署長が被告となるため、実質的には原告の住所地で訴えが提起されており、管轄につき原告の不便を来たすということはほとんどなかったといえよう。

しかし、今回の改正によって、特定管轄裁判所にも訴えを起こすことになったため、原告の選択により、従来どおりの処分庁の管轄裁判所のほかに、特定管轄裁判所にも訴えを起こせることとなる。例えば、上京税務署長の処分については、従来どおり京都地裁のほか、大阪地裁にも訴えが起こせることとなつた。さらに、被告が国になつたため東京地裁にも訴えの提起が可能である。これは、専門部がある特定管轄裁判所の審理を希望する原告の便宜を図るためにある。

また、国税庁長官や国税不服審判所長を被告とする訴訟は、従来、東京地裁のみが管轄裁判所であったが、今回の改正によって、東京地裁のほか特定管轄裁判所にも訴えが起こせることとなつた。

〔8〕 出訴期間について

出訴期間が、従来の3ヶ月から6ヶ月に延長されたことにより、これまでの訴訟に踏み切れないでいるうちに出訴期間を超過してしまったという不満は、かなり解消されたものと思われる。

出訴期間の起算日について、一般的の処分は原則どおり初日不算入だが、審査請求に対する裁決を経た処分については初日算入であるという、きわめて不当で原告（弁護士）泣かせの制度も、今回の改正により、原則どおり初日不算入となつた。ほとんどのケースが国税不服審判所等の裁決を経ることとなっている租税訴訟に関しては、この改正は有意義である。

租税訴訟については、審査請求前置主義で、かつ、異議申立前置主義が採られている（国通75条・115条）。そのため、原則として2ヶ月以内に異議申立てをしておかなければ、出訴できなくなるのであって、実質的な出訴期間は2ヶ月だともいえる。本来、この審査請求前置主義を廃止し、原則どおり自由選択主義にすべきであり、この点の改正が必要であるが、今回の改正では、

個別法の問題にまで立ち入ることはできなかった。

しかし、異議申立てや審査請求は簡単な書面の提出で行うことができるし、訴訟と違って印紙代等の費用も不要であるから、不服申立てまでは、その準備等について訴訟提起ほどの困難を伴わないといえよう。訴訟の提起という場面では、弁護士の選定や印紙代等の費用など、さまざまな問題があるから、改正法が出訴期間を6ヶ月に延長したのは、租税訴訟にとって有意義であるといえる。

(9) 教示の制度について

今回の改正により、税務に関する処分を行うときは、次のような教示をしなければならないこととなった。更正処分等の場合は、異議申立て前置主義であるから、従前どおり、異議申立て又は審査請求をすることができる（国通75条）旨を教示する（行審57条）とともに、不服申立て前置主義であること、取消訴訟の被告と出訴期間についても教示しなければならない。更正処分が取消訴訟を提起することのできる処分である以上、不服申立て前置の処分であっても、この規定の例外にはならない。さらに、異議申立て及び審査請求の決定がそれぞれ3ヶ月の間に出来ない場合には、直ちに訴訟の提起が可能なのであるから（国通75条56項・115条1項1号）、更正処分等自体にこの教示が必要である。国税不服審判所等の裁決を経るときは、その裁決にもこの規定による以上のような教示が必要である。取消訴訟ができる処分や裁決については、いつの場合にもこの教示が必要なのである。

取消訴訟が可能か否かについて疑義がある場合に、どのように教示すべきかが問題になる。例えば、前述の、登録免許税法31条2項に基づく請求に対し、登記官の「所轄税務署長に通知しない旨の通知」のように、それが取消訴訟の対象になるか否かにつき判例が分かれているような場合である。この場合には、処分庁の考えに基づいて教示をするほかないであろう。納税者がその教示に基づいて訴訟を提起した場合、裁判所が考えを異にするときは、裁判所は訴えの変更を促し、裁判所の考えに基づき裁判することになる。行政庁が、取消訴訟についての教示をしなかったのに、後に取消訴訟の対象で

あることとなった場合には、訴えの変更につき出訴期間超過の主張ができないものと解すべきである。

(10) 執行停止について

租税訴訟において、執行停止の制度は、更正処分や決定処分の取消し等を求める本案訴訟を提起し、差押処分や売却決定処分等の滞納処分の執行及び続行を停止するという場面で利用されてきた。改正前の「回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるとき」という要件の下でも、このような執行停止が認められた例も多い。しかし、判例として公刊物には出ていないが、この厳しい要件のために申請を却下されたケースも多々あるものと思われる。改正法により、今後は、従来よりも執行停止が認められやすくなることは間違いないから、租税訴訟の関係でも執行停止の事案は増えるものと思われる。

(11) 仮の義務付け・仮の差止めについて

仮の義務付けの制度は、租税訴訟の場面では、例えば更正の請求の棄却処分に伴い減額更正処分を求める義務付け訴訟を提起し、これを本案として仮の義務付けの決定を得ることが考えられる。この決定が出されれば、減額更正処分があったことになるから、その時点でいったんその部分の税金が還付されることになるし、今後の差押え等の処分ができなくなる。この場合、「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」とする要件の存否が問題となるが、租税債務が金銭債務であるという理由だけで、この要件に当たらないとすることはできないものというべきである。

仮の差止めが、租税訴訟において利用されるケースは、例えば、何らかの更正処分をしようとしているときに（税務署との折衝の過程でこのようなことを察知することができるのである）更正処分の差止めを求める本案訴訟を提起し、仮の差止めを求ることになる。更正処分を受けることによる社会的影響等により、「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」がある場合もありうる。また、課税処分や差押処分等がされたときに、それに続く処分の差止め訴訟

を提起し、仮の差止めを求めることが考えられるが、執行停止の制度が利用できる場合には、それを利用するほうが要件的には容易であるから、あえて仮の差止めを求める必要はないものと思われる。

訴状1 法人税更正処分等取消請求事件

訴 状	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇地方裁判所 御中	
原告訴訟代理人弁護士 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
〒〇〇〇-〇〇〇〇	
〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
原 告	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
代表者代表取締役	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
〒〇〇〇-〇〇〇〇	
〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
〇〇ビル〇階 〇〇法律事務所（送達場所）	
電 話	× × (× × × ×) × × × ×
F A X	× × (× × × ×) × × × ×
原告訴訟代理人弁護士 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
〒〇〇〇-〇〇〇〇	
〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
被 告 国	
右代表者法務大臣	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
(処分をした行政庁)	
〒〇〇〇-〇〇〇〇	
〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
〇〇〇税務署長	× × × ×
法人税更正処分等取消請求事件	

請求の趣旨

- 1 ○○税務署長が平成〇年〇月〇日付で原告に対しても事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- 2 ○○税務署長が平成〇年〇月〇日付で原告の平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの事業年度分の法人税の更正処分のうち所得金額〇〇〇円、法人税額〇〇〇〇円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第1 本訴提起に至る経緯

1 確定申告

原告は、青色申告の承認を受けた法人であるが、平成〇年〇月〇日、○○税務署長に対し、平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの事業年度分の法人税について、所得金額を〇〇〇〇円、法人税額を〇〇〇〇円とする青色申告による確定申告をした。

2 本件各処分

- (1) ○○税務署長は、平成〇年〇月〇日付で、原告に対し、平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分（以下、「本件取消処分」という。）をし、同月〇日、原告にこれを通知した。
- (2) ○○税務署長は、同月〇日付で、原告に対し、平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの事業年度分の法人税について、所得金額を〇〇〇〇円、法人税額を〇〇〇〇円（差し引き納付すべき法人税額〇〇〇〇円）とする更正処分、並びに、過少申告加算税〇〇〇〇円及び重加算税〇〇〇〇円の各賦課決定処分をし、同年〇月〇日、原告にこれを通知した。
- (3) 以下、上記(1)の取消処分及び上記(2)の各処分を併せて、「本件各処分」という。

3 異議申立て

- (1) 原告は、○○国税局長に対し、平成〇年〇月〇日付で本件各処分に対する異議申立てを行った。
- (2) 同国税局長は、平成〇年〇月〇日付で前記各異議申立てをいずれも棄却し、原告に対し、同月〇日当該各決定書副本を送達した。

4 審査請求

原告は、国税不服審判所長に対し、同年〇月〇日付で本件各処分につき審査請求をしたが、同審判所長は平成〇年〇月〇日付でこれらをいずれも棄却し、原告に対し、同月〇日当該裁決書副本を送達した。

第2 本件各処分の違法性

しかし、本件各処分は、法令の解釈・適用を誤った違法な処分であり、その取消しを免れない。

よって、原告は、本件各処分の取消しを求める。

証拠方法

追って、口頭弁論にて提出する。

添付資料

資格証明書	1通
委任状	1通
訴状副本	1通

訴状2 源泉徴収所得税等納付義務不存在確認請求事件

訴 状	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇地方裁判所 御中	
原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○	
〒〇〇〇-〇〇〇〇	
〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
原 告	破産者〇〇〇〇株式会社破産管財人
○ ○ ○ ○	
〒〇〇〇-〇〇〇〇	
〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
〇〇ビル〇階 〇〇法律事務所(送達場所)	
電話 ××(××××)×××	
FAX ××(××××)×××	
原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○	
〒〇〇〇-〇〇〇〇	
〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
被 告 国	
右代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○	
源泉徴収所得税等納付義務不存在確認請求事件	
請求の趣旨	
1 原告の被告に対する、源泉徴収所得税〇〇〇〇円及び不納付加算税〇〇〇〇円の納付義務が存在しないことを確認する。	
2 訴訟費用は被告の負担とする	

との判決を求める。

請求の原因

第1 本訴提起に至る経緯

1 破産宣告

訴外〇〇〇〇株式会社(以下、「破産会社」という。)は、平成〇年〇月〇日、御府から破産宣告を受け(御府平成〇年(フ)第〇〇号、以下、「本件破産事件」という。),原告がその唯一の破産管財人に選任された(甲1)。

2 納税告知処分等

〇〇税務署長は、破産会社に対し、平成〇年〇月〇日付で、別表「本件各処分一覧」の「本税」欄記載の金額につき源泉徴収に係る所得税(以下、「源泉所得税」という。)の納税告知処分を行ったと主張している(以下、以上の各処分を総称して「本件各処分」という。)(甲2)。

なお、これらの破産会社宛本件各処分の通知書は、その頃、訴外弁護士〇〇〇〇の事務所宛送達された。

3 交付要求

〇〇税務署長は、原告に対し、平成〇年〇月〇日付で、前項の源泉所得税および加算税について交付要求を行い(以下、「本件交付要求」という。甲3),その通知書は、その頃原告に送達された。

第2 本件各処分の内容と〇〇税務署長の主張

1 本件各告知処分の内容

本件告知処分1は、破産会社の元従業員らが破産会社に対して有する退職金債権の一部(優先破産債権)に対し、原告が本件破産事件においてその配当を行ったことに起因してされたものである。

また、本件告知処分2は、原告が本件破産事件において破産管財人報酬を得たことに起因するものである。

2 〇〇税務署長の主張

〇〇税務署長は、本件各処分について、次のとおり主張している(甲4)。

前記退職金債権の配当及び破産管財人報酬の支出に係る源泉徴収義務

は、破産会社に存するのであり、破産管財人である原告は、破産財団に対する管理処分（破産法78条1項）の一環として、上記の破産会社の源泉徴収義務及び納付義務に関する手続を負う。

第3 原告の主張

破産管財人の破産財団に関する管理処分権は、破産債権者に対する配当による比例的平等的満足の達成という破産手続の目的のために与えられた破産管財人固有の権限であり、破産者がなすべき義務すべてを破産者に代わって履行する権限ではない。

本件における源泉徴収納付義務が破産会社に属するのであるならば、それはあくまで破産会社においてなすべきことであり、破産管財人である原告がなすべきことではない。

○○税務署長の見解は、破産法78条1項の解釈を誤るものであり、原告は、○○税務署長が主張する、源泉徴収納付手続を行うべき義務を負わない。

第4 結語

よって、原告は、被告に対し、本件交付要求に係る源泉所得税及び不納付加算税の各納税義務が存しないとの確認を求める。

証拠方法

甲第1号証	管財人証明書
甲第2号証	加算税賦課決定及び納税告知通知書
甲第3号証	交付要求書
甲第4号証	異議決定書

添付資料

訴状副本	1通
管財人証明書（甲第1号証原本）	1通
甲第2ないし4各号証写し	各1通
許可書謄本	1通
委任状	1通

訴状3 更正処分の義務付等請求事件

訴 状

平成○○年○○月○○日

○○地方裁判所 御中

原告訴讼代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

〒○○○-○○○○

○○市○○区○○町○丁目○番○号

原 告 ○ ○ ○ ○

〒○○○-○○○○

○○市○○区○○町○丁目○番○号

○○ビル○階 ○○法律事務所（送達場所）

電 話 ××(××××)××××

F A X ××(××××)××××

原告訴讼代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

〒○○○-○○○○

○○市○○区○○町○丁目○番○号

被 告 国

右代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○

（処分をした行政庁）

〒○○○-○○○○

○○市○○区○○町○丁目○番○号

○○○税務署長 × × × ×

更正処分の義務付等請求事件

請求の趣旨

- 1 ○○税務署長は原告の平成〇年〇月〇日相続開始に係る相続税について、課税価格を〇〇〇〇円、納付税額を〇〇〇〇円とする更正処分をせよ
- 2 ○○税務署長が平成〇年〇月〇日付けでした原告の平成〇年〇月〇日相続開始に係る相続税に係る更正の請求を棄却する処分のうち、納付税額〇〇〇〇円を超える部分を取り消す
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする
との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

原告は、平成〇年〇月〇日に死亡した訴外〇〇〇〇（以下、「訴外〇〇」という）の長男であり、唯一の相続人である。

第2 相続税の申告

- 1 原告は、平成〇年〇月〇日の訴外〇〇〇〇の死亡に伴い、その全財産を相続した（以下、「本件相続」という）。
- 2 原告は、平成〇年〇月〇日、本件相続により財産を取得したとして、相続税の申告（以下、「本件申告」という）を行った（甲1）。

第3 更正の請求

原告は、平成〇年〇月〇日、○○税務署長に対し、本件相続財産の一部である別紙物件目録記載の土地（以下、「本件土地」という）につき、使用権が設定されていたにもかかわらず、本件申告において自用地として評価していたことを理由に、本件申告に係る原告の課税価格及び税額につき更正の請求を行った（甲2）。

第4 更正の請求に対する○○税務署長の処分

○○税務署長は、原告に対し、平成〇年〇月〇日、本件更正の請求に対して、その更正すべき理由がない旨の通知処分をした（以下、「原処分」という）。

第5 不服申立て

原告は、同年〇月〇日、○○税務署長に対し、原処分についての異議申立てを行ったが、同税務署長は、同年〇月〇日、同申立てを棄却した。そこで、原告は、同年〇月〇日、国税不服審判所長に対し、原処分につ

いての審査請求をしたが、同所長は、平成〇年〇月〇日、審査請求を棄却する旨の裁決をし、同裁決書副本は、その頃、原告に送達された。

第6 原処分の違法性

- 1 しかしながら、○○税務署長の原処分は、本件相続にかかる相続財産の評価を誤ったものである。
- 2 すなわち、本件申告においては、本件土地を自用地として評価した。しかし、本件土地については、本件相続時において、借地権が設定されており、本件土地を相続財産として評価する際には、同借地権割合である60パーセントを控除すべきである。そこで、原告は、本件申告において、本件土地の借地権割合の控除がされていないことを理由に、本件更正の請求を行ったものである。
- 3 しかるに、上記のとおり、○○税務署長は、本件更正の請求を棄却する旨の原処分をしたが、原処分は、相続により取得した財産の価額を当該財産の取得時における時価により判断すべき旨を定めた相続税法22条に反し、違法である。

第7 結語

以上のとおり、本件相続に関する原告の相続税につき、課税価格は〇〇〇〇円、納付税額は〇〇〇〇円に更正されるべきである。

よって、請求の趣旨記載の判決を求めて、本訴に及んだ。

証拠方法

- | | |
|---------|----------|
| 1 甲第1号証 | 申告書（相続税） |
| 2 甲第2号証 | 更正の請求書 |

その他必要に応じ、追って口頭弁論において提出する。

添付書類

訴状副本	1通
甲号証（写）	各1通
委任状	1通

（別紙） 物件目録（省略）